

令和7年第3回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月30日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

1. 出席議員（14名）

1 番	中 村 美 穂 議員	2 番	檜 鼻 貴 博 議員
3 番	速 水 真由子 議員	4 番	松 本 弘 康 議員
5 番	久 保 幸 子 議員	6 番	岩 本 克 己 議員
7 番	谷 川 暢 一 議員	8 番	川 島 富士夫 議員
9 番	倉 谷 明 議員	10 番	増 井 文 雄 議員
11 番	藤 田 正 美 議員	12 番	熊 谷 勘 信 議員
13 番	辻 岡 正 和 議員	14 番	北 原 武 道 議員

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書 記 堀 田 美名子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観光まちづくり課長	池 田 和 哉
税務住民課長	松 宮 登志次	環境安全課長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子育て支援課長	原 田 太 輔
健康医療課長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上下水道課長	宮 田 雅 秋	農林水産課長	岸 本 晃 浩
パレア文化課長	中 西 みや子	歴史文化課長	吉 村 卓 也
教育委員会事務局長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第35号 美方地区農村情報化施設条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第36号 若狭町税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第37号 若狭町水道法施行条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 6 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 日程第 7 議案第 40 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第 41 号 令和 7 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 42 号 令和 7 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 43 号 令和 7 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 44 号 令和 7 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 45 号 令和 7 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 46 号 令和 7 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 請願第 2 号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府
に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を
求める請願書
- 日程第 15 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 9時48分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 谷川暢一議員、8番 川島富士夫議員を指名します。

～日程第2 議案第35号から日程第14 請願第2号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第2、議案第35号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」から、日程第14、請願第2号「ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書」までの13議案を一括議題とします。

この13議案については、去る6月16日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 増井文雄議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（増井文雄議員）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月16日、令和7年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案6件、請願1件であります。

議案審査のため、6月19日午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第３５号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」であります
が、ケーブルテレビの利用料金見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 公共施設を含め、加入状況を伺う。

答 町内の加入件数は４，６１１件。内容はファミリープランが２，７１０件、ライト
プランが５４４件、ベーシックプランが１，３５０件である。また、公共施設について
は、町内で１２５件の加入となっている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもっ
て、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第３６号「若狭町税条例の一部改正について」であります。地方税法及
び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部
を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべ
きものと決しました。

次に、議案第３７号「若狭町水道法施行条例の一部改正について」であります。水
道法施行条例及び水道法施行規則の一部改正により、敷設工事監督者及び水道技術管理
者の資格要件の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 上位法の改正理由は何か。

答 上下水道事業については、全国的に施設の老朽化や担い手不足、人口減少による
経営状況の悪化に加え、自然災害への対応が大きな課題となっている。その中でも、市
町村単位で経営している水道事業者は、職員が少ない小規模なところが多いため、それ
ぞれの管理者の資格要件を緩和し、水道施設の計画的な更新や耐震化を進める中での改
正である。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもっ
て、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第３８号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であり
ますが、飲用水供給施設の神子地区整備に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、
当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 貯水量はどれくらいか。

答 計画では一日当たり１５０トンを考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第 39 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」ですが、飲用水供給施設の常神地区整備に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 送水管の地震対策はどうか。

答 今回、敷設する管路には耐震用の管を使用する。また、小川地区に整備する水道施設についても耐震設計としている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第 40 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、飲用水供給施設の小川・遊子地区整備に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 計画変更の理由は何か。変更部分は当初の工事計画にはなかったのか。

答 辺地計画は地区ごとに策定する必要がある。当初より計画はしていたが、今回常神地区、神子地区の計画策定に伴い、小川地区の辺地計画に両地区へ送水する施設を追加することとなった。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願 1 件ですが、紹介者である北原議員に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うため、出席を求め、審査いたしました。

請願第 2 号「ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書」については、日本政府と関係機関に核兵器禁止条約への調印、批准することを求める意見書の提出を求めるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問 日本政府が核兵器禁止条約に参加していない状況、状態である大きな要因をどのように考えているか。何か大きな理由があるのか。

答 核の抑止力が大きな要因と考える。核の傘下にある国はそうのように主張している。そうではなく、核を一斉に廃絶する。そうしない限り核はなくなる。

問 毎年のように請願が出され、国内また県内で意見書提出など成果は見られるのか。

答 賛同する自治体議会は増えている。意見書提出などは全国地方自治体議会の40%、福井県で17%。原爆実験をやっていた時代から比べると、核廃止は人類の世論になったと思う。

質疑を終結し、討論では、

反対討論 核兵器廃絶は全世界共通の思いである。今、世界は不安定な情勢であり、国が防衛に対し真剣に議論が進まないまま、中途半端に核兵器禁止条約への調印や参加を各地方議会から議論が盛り上がっていくことは、国家国民、地域住民を守る身である我々地方議会として大きな責任があると思う。日米安保条約が全ての基軸になっている今、この意見書を出すことに対しては反対である。

討論を終結し、採決の結果、委員の賛成者はなく、不採択にすべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

予算決算常任委員会委員長、谷川暢一議員。

○予算決算常任委員会委員長（谷川暢一議員）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月16日、令和7年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました、議案第41号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」から、議案第46号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの6議案について、審査報告をいたします。

議案審査のため、6月16日午前10時40分より、委員全員出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その主な内容を報告します。

まず、議案第41号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億2,490万円を追加し、予算総額を124億5,076万円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金が1億6,980万円の増額、県支出金が7,400万4,000円の増額、寄附金が1億50万円の増額、繰入金が4億7,219万1,000円の増額、諸収入が2,411万円の減額、町債が4億2,660万円の増額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

議会費では、議場音響映像システム整備事業などで4,553万6,000円を増額。

総務費では、施設管理事業で1億4,462万円の増額、ふるさと納税推進事業で1

億5,000万円の増額、次世代定住促進事業で3,158万1,000円の増額、SDGsまちづくり推進事業で3,130万9,000円の増額、住民税非課税世帯等生活支援給付金事業で5,700万3,000円の増額、物価高騰対策町民生活支援事業で1億4,209万3,000円など、合わせて6億1,479万4,000円を増額。

民生費では、避難行動要支援者事業で1,687万4,000円の増額、パレア若狭管理事業で1億1,637万円の増額、パレア若狭運営事業で1,400万7,000円の増額、保育業務支援システム整備事業で1,922万5,000円の増額など、合わせて1億9,068万2,000円を増額。

衛生費では、予防接種事業で1,811万8,000円の増額など、合わせて2,973万7,000円を増額。

農林水産業費では、新規就農者支援事業で1,362万6,000円の増額など、合わせて4,922万9,000円を増額。

商工費では、地域経済活性化事業で1,140万円の増額、多様な宿泊施設整備支援事業で1,333万2,000円の増額など、合わせて4,725万6,000円を増額。

土木費では、道路維持修繕事業で6,539万6,000円の増額、道路改築事業で9,757万9,000円の増額、河川維持管理事業で3,390万円の増額など、合わせて2億2,044万5,000円を増額。

教育費では、わかさSDGs探究学習推進事業など、合わせて2,722万1,000円の増額であります。

以上が、一般会計補正予算（第1号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問 電子決裁システムを導入した場合のデメリットや課題はないか。決裁時のコミュニケーション不足にならないか。

答 システムの運用方法については、他市町を参考に検討していく。また、コミュニケーションがしっかり取れる体制を構築していく。

健康医療課関連では、

問 带状疱疹ワクチンの定期接種は65歳から5歳刻みとなるが、それ以外の年齢の人は自己負担となるのか。

答 50歳から64歳の方で希望される方に対しては一部費用補助を行うが、現在、国の制度では65歳以上の方で定期接種以外の方は自己負担となる。新しく始まった制度であり、希望者の状況をみて検討する。

問 新型コロナウイルスやおたふく風邪など、効果や安全性について確認されていないワクチン接種の補助について、どう考えているのか。

答 新型コロナウイルスワクチンについては、国からの補助がなくなったが、接種希望者への支援として一部補助するものである。おたふく風邪ワクチンは、かかりつけ医師の説明をよく聞き、安全性を確認していただいた上で接種を希望される方に一部補助するものである。

問 予防接種に関する補助金の申請はデジタル化するのか。

答 今年度からデジタル化するが、従前の窓口での申請も可能である。

問 キッチンスタジオでの健康づくり事業は、対象人数が16名と少なく、ライブ配信を視聴できる人も申込者のみとなっているが、誰でも視聴できるようにならないか。

答 ユーチューブでの配信を計画しており、事後配信も行うので、多くの方に視聴していただけるよう周知していく。

子育て支援課関連では、

問 保育園業務支援システム整備事業は町立保育所7園が対象となっているが、民間保育園はどうするのか。

答 事業を進めるに当たり、民間保育園2園に調査をかけたところ、町立保育所の導入状況を確認した後、検討するということであった。今後、対応していくこととなる。

問 自宅療養が必要な方など、プレママ・プレパパ相談に出向くことができない方への対応は。

答 保健師等が自宅に訪問し、相談を受ける。

福祉課関連では、

問 避難行動要支援者事業に関して、システム導入と同時に災害時の対応などソフト面は進んでいるのか。

答 このシステムで名簿を作成し、区長会や地域の福祉関係者にもお願いしながら、災害時の対応を進めていきたい。

問 若狭町第5次地域福祉計画を策定するが、社会福祉協議会が策定する若狭町地域福祉活動計画と連携しているのか。

答 社会福祉協議会とも連携し策定していく。

パレア文化課関連では、

問 パレア若狭の利用者について、町内と町外の利用者の状況を把握しているか。

答 アンケート回答からの集計となるが、おおよそ半数ずつである。令和6年度は15万2,565人に利用いただいた。

問 福祉保健部門の空調機器更新工事を3か年計画としているが、前倒しできるような工夫はできないか。

答 利用者にも配慮しながら、計画どおり進めていく。

教育委員会事務局関連では、

問 物価高騰により米価等高騰しているが、給食の材料費は足りているのか。

答 物価高騰分を見込んで当初予算を組んでいる。今後高騰した場合は、補正予算で対応する。

問 学校給食費無償化事業に関して、不登校の子どもなど、学校に行かない選択をした子どもへの公平性を保つために何か考えているか。

答 実情を調査し、対応していきたい。

問 町外から通う子どもは無償化の対象ではないのか。

答 対象外である。

問 大阪・関西万博へ学校単位で行く場合に、嶺南他市町でバス代を補助しているところはあるのか。また、財源について、地方創生交付金を利用できないのか。

答 嶺南地域では、美浜町と若狭町が実施予定である。なお、地方創生交付金は、別の事業で利用しているため利用できない。

建設課関連では、

問 上瀬の町営住宅の利用状況はどうなっているのか。入居後10年経過で退去するルール緩和の考えはないのか。

答 上瀬専用住宅は1室空きがあり入居率90%。共同住宅は36室のうち14室空きがあり、入居率は61%。退去に関するルールについては、長寿命化計画の中で考えていく。

問 秋夜谷川の出水対策はどうか。

答 秋夜谷川については、これまで砂防堰堤や調整池を設け対策を取ってきた。今回、監視カメラを設置し、スクリーンの監視体制も強化し、対応していく。

問 地区要望に対する道路補修等の予算は、例年どれくらいか。また、達成率はどうか。

答 毎年2,000万円程度としているが、今年度は3,300万円を計上している。要望に対し、達成率は8割程度と見込まれる。

農林水産課関連では、

問 新規就農者で途中リタイアした方はあるか。その場合、補助金返還はどうしているのか。

答 離農者は1名と把握している。就農支援金等の返金については県と協議中である。

問 最近、出没しているツキノワグマに対し、どのような対応をしているのか。

答 ツキノワグマについては、嶺南地域で50頭を捕獲目標とし、捕獲隊と協議しながら捕獲していく。目撃情報があれば、有線放送やLINE等でお知らせするとともに、周辺区長や小中学校、保育所に連絡し、通学等に支障を来さないよう対応している。

環境安全課関連では、

問 防犯カメラの設置上限はあるのか。

答 1集落5台を上限としている。また、1台当たり10万円を上限としている。

問 若狭町斎場については今後老朽化していくが、若狭広域行政事務組合で共同運用する考えはないのか。

答 現在のところ、個別の運用ということで進めている。

問 集落防災マップの作成支援について、モデル集落の選定根拠はあるか。

答 モデル地区として選定した明倫地区は平地が多い地区であり、西浦地区は海に面している地区、熊川地区は山に面している地区となっている。それぞれ地形の違いで考え方等も変わると思うので、この地区で実施した内容を検証し、今後検討していきたい。

観光まちづくり課関連では、

問 クリアランス集中処理施設への出資目的とまちへのメリットはあるか。

答 この施設は、原子力発電所廃止措置の作業から出てくるクリアランス物を処理する施設であり、地元企業が元請けに近い立場で業務を受注できることから、地元への経済効果や雇用効果があると考えている。

問 燃料等物価高騰の中、きららの湯の経営が厳しいと聞いているが、利用料金を上げる考えはないか。

答 利用料金を上げると客離れの可能性もあり、バランスなどを加味しながら考えていきたい。

問 外国人誘致推進事業については、受け入れる側に対する支援も必要ではないか。

答 海外の方の受入れに対するおもてなしの中で、文化や生活様式の違いなど、意識づけを図っていきたい。

問 空き家対策事業補助金について、空き家件数に対し3件分は少ないのではないか。

答 令和6年度の空き家は497件であり、空き家情報バンクに登録されている物件はそのうち4%から5%である。この補助金は、空き家情報バンクの登録物件を改修した場合に利用できるものであり、例年の実績に応じた件数である。まずは空き家情報バンクの認知度を高め、登録件数を増やしていきたいと考えている。

問 老朽化した危険な空き家の対策は考えているか。

答 現在、特定空家と認定されている空き家は5件であり、そのうち1件について所有者が不明であり、今回調査費用を要求している。

質疑を終結し、討論に入りました。

賛成討論では、給食費の無償化に踏み切ったことに対し、大いに評価し賛成したい。

反対討論はなく、討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第42号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ936万6,000円を追加し、予算の総額を19億926万2,000円とするもので、一般介護予防事業費などを増額するものです。

議案第43号「令和7年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の増減はなく、予算の組換えを行うものです。

議案第44号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,061万6,000円を追加し、予算の総額を6,027万6,000円とするもので、財産収入などを財源として土地開発事業費を増額するものです。

議案第45号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、資本的収入の企業債で1億9,300万円の増額、資本的支出の配水施設改良費で2億2,053万円を増額するものです。

議案第46号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、資本的収入の企業債で2,400万円の増額、資本的支出の下水道施設改良費で同額を増額するものであります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

水道事業会計関連では、

問 西浦地域水道施設統合整備事業について、現在利用している地下ダムは今後利用しないのか。

答 今回の整備は補給水のためのものであり、既存の井戸水も利用していく。

問 財源が起債となっているが、水道料金が上がることはないのか。

答 水道料金については、毎年度審議会を行っており、現在料金をあげる予定はない。

質疑を終結し、議案第42号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第46号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」の5

議案について、それぞれ討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第３５号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３５号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第３５号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号「若狭町税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３６号「若狭町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第３６号「若狭町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号「若狭町水道法施行条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３７号「若狭町水道法施行条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第３７号「若狭町水道法施行条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３８号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第３８号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の

策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第３９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第４０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号「令和７年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の通告がありますので、発言を許します。

1 番、中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

参政党の中村美穂です。討論の機会をいただきありがとうございます。今定例会に提案された議案のうち、議案第41号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」について、一部反対をさせていただきます。以下、理由を述べさせていただきます。

予算案のほとんどの内容については賛意を表するものであります。地域経済の循環や町民の生活を安定させる物価高騰対策支援事業や農林水産業を支える取組など、町民生活の質の向上や安心安全な暮らし、また未来への投資として期待できる施策が多く含まれていることは評価しております。

しかしながら、給食費無償化、予防接種事業についての取組については反対せざるを得ません。

まず、給食費無償化については、子育て世帯にとっては大変ありがたいものではございますが、限られた予算内で給食費を賄う必要性が生じ、その結果、物価高騰などの影響により、給食の質や量が低下しかねないと危惧しております。

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占めており、成長期にある子どもたちの心身の発達において極めて重要な役割を果たしています。したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点も含め、実施されなければなりません。

給食の質の充実においては、地産地消の推進や食育の充実、有機食材の使用拡大を求める声も高まっていますが、生産量の確保やコスト面などの多くの課題が残っています。給食費無償化の実施に当たって、全ての子どもたちの健やかな成長を促すために、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるべきであり、国からの十分な予算措置が講じられるか不透明な中で実施するには拙速に感じます。

また、予防接種事業においては、新型コロナウイルスワクチンに関して様々な情報が飛び交っており、国やまちではワクチン接種に関する検証が行われていません。ワクチン接種による副反応や健康被害も多く報告されている上、当時の新型コロナウイルス分科会長は感染防止効果はなかったと発言いたしました。そのほかのワクチンに関しても、はっきりと安全性、必要性が確認されていないものもあり、何かあった際に補助金を出し、推進したということで、まちがその責任を負わなければいけなくなる可能性があります。

このようなことから、予防接種事業に関しては、町民の皆様の健康や安心安全な暮らしを守るために慎重な判断を求めます。

以上２点から、子どもを含め、町民一人一人の安心安全な暮らしのため、見直すべきであると考え、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、原案に賛成者の討論の通告がありますので、発言を許します。

１４番、北原武道議員。

○１４番（北原武道議員）

ただいま反対の討論がございました。給食費無償化については、今回その財源を保護者からの徴収を一般財源から出金するという財源の切替えでありまして、その給食内容はどうなるとか、そういうことは全く同じ額の財源なんで、どちらにしても問題になると、父母負担にしてもね。一般財源からの支出といいますか町の支援にしてもこれは同じことなんで、別の角度からその給食費の内容の充実という点は考えていかなければならないことだろうと思います。今回は、父母負担になっている財源について、その分を町が出すよとそういうことになっているわけで、私は大賛成でございます。

また、予防接種の件ございました。いろいろと考慮しなければいけない点あるかと思えます。予防接種については別に強制ということではないんで、これは当然接種を受ける側のいろいろ自主的な研究も必要でしょうし、また、実施するほうの指導も必要かと思えます。

いずれにしても、トータルに予防接種事業っていうのは効果があるという医学の結果の基に行われているわけで、そこは尊重しなければいけないと思います。

私、今回の予算で実は意見がございます。一つですね、若狭SDGs探究学習推進事業についてです。説明資料の事業内容に補助事業というのがあります。各学校にこの探究学習金銭的補助をするわけですが、これ児童生徒の人数に応じて基本的には補助をするわけです。ただし、これを学校がどのような形で使うかと、教育内容についてはこれは学校に任せるという形になっております。これが本来の教育行政なんですね。行政というのは教育条件を整える、教育内容に口出ししない。教育内容は先生や学校が決める、これが教育でございます。

ところが、この同じページにあるわけですが、今２のほうを言ったわけですけど、事業内容１ですね。委託事業ですが、この原則が守られておりません。校外授業で大阪・関西万博に行った場合、町はバス代を負担すると、このようなことになっております。

実は学校によっていろいろな研究をして、校外授業をどうするかと決めるわけですが、どの校外授業もこれが最もいいと、教育的効果があるということを先生が判断しまして、そのように実施がされるわけです。大阪・関西万博に行く場合もあれば、そうでない企

画をするということもあるわけですね。行政が教育内容、つまり今の場合で言えば校外授業ですが、このあれこれを差別、選別するべきではありません。教育内容への行政の介入ということになります。

今回このように町がバス代を負担するということになるわけですから、私はこれを機会に、全ての校外授業について町がバス代を負担するということを要望いたします。義務教育はこれを無償とするという憲法第26条にも合致することであると思います。

もう一つ意見がございます。クリアランス集中処理施設出資事業でございます。クリアランス検認を受けていない、クリアランス推定物これを原発敷地外に持ち出して集中処理しクリアランス物にする、このような行為については、法的、技術的、社会的に未解決の問題を含んでおります。

私この今回の出資に反対をしてるわけではないんですが、町はこの事業所の会社の株主になるわけです。株主としての責任が発生いたします。しっかりと責任を果たしていただく必要がある。町民から聞かれた場合にはしっかり答えなくちゃいけない。そういうことをする必要があろうというふうに思います。

以上、今回の予算案につきまして2点申し添えましたけれども、学校給食の無償化を大いに歓迎いたしますので、私は本予算案賛成でございます。どうか御同意いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

これで討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立多数です。したがって、議案第４１号「令和７年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号「令和７年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４２号「令和７年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第４２号「令和７年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号「令和７年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４３号「令和７年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第４３号「令和７年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号「令和７年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４４号「令和７年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第４４号「令和７年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号「令和７年度若狭町水道事業会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４５号「令和７年度若狭町水道事業会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第４５号「令和７年度若狭町水道事業会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号「令和７年度若狭町下水道事業会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第46号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番、北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

委員長報告は不採択とすべしということであります。私は委員長報告に反対、すなわち原案賛成、採択すべしという立場で発言をいたします。

今年に入りまして突然ですけど、パキスタンとインドの紛争がございました。両国とも核保有国であります。御承知のように、ロシアとウクライナの戦争では、常にロシアが核での威嚇を行っております。また、イスラエルはガザでジェノサイドとも言える行為を行っていますが、このイスラエルも核保有国であります。

最近、イスラエルとイランの間で戦闘行為って言いますかね、戦争行為、お互いに空爆するということが行われており、ついにアメリカはイランの核施設を攻撃いたしました。これ広島・長崎への原爆投下を正当化したんではないかといういろいろ議論もございしますが、イランのウランを濃縮している核施設、これを破壊するということで攻撃いたしました。

昨日の福井新聞は、このアメリカの爆撃の後、ウラン400キログラムが行方不明状態にあるということを報道しております。また、おとといのこれも福井新聞ですが、イランのセアダット駐日大使という方のインタビュー発言を報道しております。大使は、「被団協はノーベル平和賞を受賞した。世界の人は被爆国日本の話を聞いてくれる」と、「日本はもっと声を上げてほしい」、このように語ったとのことでございます。これはおとといの福井新聞です。

今の状況を見れば、核兵器は戦争の抑止力どころか、戦争の推進力になっているということは明らかであります。そして人類が核をきちんと管理できるかどうかと、管理すればいいってもんじゃないですが、管理できるかどうかということも怪しくなってきたと思います。

私は、人類は核と共存できない、このことを痛感しております。そして核兵器のない世界を実現する上で、被爆国日本は大きな役割を果たすことができるし、また果たさなければならぬと思います。本請願、日本政府はこの国連で成立している核兵器禁止条約、これに参加をしてほしいという意見書を上げてほしいという、こういう請願でございます。私、この請願採択すべしというふうに考えております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、採択に反対者の討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、松本弘康議員。

○4番（松本弘康議員）

それでは請願第2号「ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書」について、反対の立場で討論を行います。

日本政府は、日本が世界で唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶を目指すという姿勢を堅持しつつ、核兵器禁止条約には署名・批准はしないという立場を取っています。核兵器廃絶は全世界の共通の願いではありますが、今世界の状況を鑑みますと、核保有国による戦争は後を絶たず、近隣国においても核武装論が話題となるなど、予断を許さない状況が続いています。

そのような中、我が国日本の防衛力だけでは対処できず、アメリカに頼らざるを得ないのが現実であり、防衛に対して真剣に議論が進まないまま、各地方議会だけで議論が盛り上がっていくのは、国家国民と地域住民を最初の砦として守る身である我々地方議員として大きな責任があると思います。日米安全保障条約が全ての基軸となっている今、この意見書提出には反対いたします。

以上の理由を申し上げ、原案についての反対討論といたします。議員各位の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、採択に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第2号「ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書」を採択することに賛成の議員は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

～日程第15 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第15、議員派遣報告及び議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和7年第3回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、6月16日の開会以来、本日まで15日間にわたり、提案されました条例の一部改正、令和7年度若狭町一般会計補正予算をはじめ、特別会計補正予算、企業会計補正予算などの議案について、終始熱心に審議いただき、本日ここに、その全議案

の審議を終え、無事、閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、住民福祉向上のためになお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本会期中に賜りました理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。

閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、条例の一部改正、令和7年度一般会計補正予算など、重要案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において慎重に御審議をいただき、御提案いたしました全ての議案をただいま御承認をいただき、誠にありがとうございました。

とりわけ、物価高騰対策として、補正予算に計上いたしました町民1人当たり1万円分の「わかさハッピー商品券」の発行につきましては、7月24日からの配布に向けて迅速に対応をしまいたいと考えております。

また、学校給食費無償化につきましても、2学期から実施をさせていただきます。本日、鷲頭副知事に上中小学校の給食の様子を御視察をいただきますが、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、栄養バランスの取れた若狭町のおいしい給食を児童生徒に安心して食べてもらえるように引き続き努めてまいります。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見や御指摘につきましても、今後の町政運営に十分留意してまいるとともに、挨拶もできる身近な役場を目指してしっかりと頑張らせていただきます。

7月4日には浜開き式も行われ、本格的な夏の行楽シーズンを迎えます。引き続き若狭町の魅力を全国に発信し、観光のまちづくりを推進してまいります。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のためますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時57分閉会)